陳　情　文　書　表　（令和６年１１月２８日定例会提出）

陳情第４６号

臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

令和６年１１月１日受理

陳情者　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
一般社団法人　中国における臓器移植を考える会
代表　丸　山　治　章

陳情の趣旨

国際社会と足並みをそろえ、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

陳情の理由

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクが増加しています。

この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（ＴＴＳ）及び国際腎臓学会（ＩＳＮ）は２００８年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（１３５か国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、２００８年のイスラエルを筆頭に、２０１０年スペイン、２０１５年イタリア、２０１５年台湾、２０１９年カナダ、２０１９年ベルギー、２０２２年英国で関連法が整備されています。

我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会が２０２２年１２月に、前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言２０１８５学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約１００件程度にとどまり、希望者数の０．６％程度（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典）しか移植手術を受けられないといった深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、２０２３年３月末時点で５４３人に上ります。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしないあっせんを行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植のあっせんを行ったとして、ＮＰＯ法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取組に積極性を欠い

ているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請いたします。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情に御理解いただき、意見書の提出に御尽力賜りますよう心よりお願い申し上げます。